

「三重中央開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業に係る環境影響 評価準備書に対する三重県知事意見

（総合的事項）

本事業は既に稼働している廃棄物処理施設に近接して建設されるものであり、既存施設を含めて周辺に環境影響を及ぼすものであることから、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施をするとともに、事業所全体として環境保全上必要な措置を講じるよう努めること。

（個別的事項）

1 大気質

工事の実施に伴う重機からの排出ガスによる影響について予測した短時間評価では、気象条件によっては、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質が環境基準値を超える地点があることから、事業実施区域周辺の日常生活に支障が生じないような工事計画に努めること。

微小粒子状物質による大気環境基準が環境評価項目に追加されていることから、事業が着手されるまでに予測手法が確立された場合には、予測評価を行うこと。

2 騒音・低周波音

工事の実施に伴う重機の稼働による騒音の影響については、建設作業騒音の規制基準値内ではあるが予測地点の現況値を大きく超えるため、工事の進捗状況に応じ騒音の低減対策を講じる等、事業実施区域周辺の日常生活に支障が生じないような工事計画に努めること。

施設の供用に伴う低周波音の影響については、予測評価の値が環境保全目標値とした「低周波音問題対応の手引書」の参照値内にあるが、現況の周波数別音圧レベルの結果では、既存施設が影響を及ぼすことも考えられるため、既存施設の低周波音の発生状況についても検証を行い、低減に努めること。

3 悪臭

施設の供用に伴う周辺環境への悪臭の影響は小さいとしているが、現況の臭気指数の測定結果から、既存施設が悪臭に影響を及ぼすことも考えられるため、既存施設の悪臭防止対策についても検証を行い、低減に努めること。

4 水質

施設から公共用水域に排水を放流しない計画になっているが、事故時等において適切かつ速やかな対応ができるような環境保全計画として、定期的に調整池及び河川で有害物質項目についての水質測定の実施を検討すること。

5 陸生動物

事業実施に伴う造成緑地の植生回復による保全措置だけでは、作り出される環境とその規模を考えると、ワスレナグモの個体群の維持は難しいと思われる。しかし、その生息が確認された環境は特殊でないと判断されることから、再度、広範囲に調査を行ったうえで予測評価を行い、必要に応じてワスレナグモ個体群の維持のための適切な保全措置を講じること。

6 陸生植物

事業実施区域外にシュンランの移植を行う場合の環境保全措置については、継続して確実に実施できることが、客観的に証明できる説明を評価書に記載すること。

7 景観

施設周辺に高木を植栽し、緑地帯を増やす等、効果的な緑化方法を検討すること。

8 温室効果ガス

方法書に比べて準備書では、廃熱回収により発電量を低下させる計画になっているが、温室効果ガスの排出削減に係る取り組みが急務である社会的状況下においては、事業所全体として温室効果ガスの排出削減に関して、これまで以上に積極的に取り組むことが必要で、その結果を評価書に記載すること。